

様式集

- 様式 1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
- 様式 2 第十一回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
- 様式 3 戦没者等の遺族の現況等についての申立書
- 様式 4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）
- 様式 5 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者の相続人用）
- 様式 6 委任状（外国居住者が請求する場合）
- 様式 7 委任状（請求手続、同順位者間の調整を委任した場合）
- 様式 8 順位変更申請書
- 様式 9 裁定通知書
- 様式 10 却下通知書
- 様式 11 裁定取消通知書
- 様式 12 却下取消通知書
- 様式 13 国債発行請求内訳書記載事項の一部訂正について（依頼）
- 様式 14 引渡書
- 様式 15 国庫債券返還請求書
- 様式 16 国庫債券受領書
- 様式 17 裁定取消報告書
- 様式 18 債券発生通知書
- 様式 19 記名国債証券記名変更請求書
- 様式 20 記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書
- 様式 21 証券（利賦札）滅紛失届
- 様式 22 滅紛失証券（利賦札）発見届
- 様式 23 汚染き損証券引換請求書
- 様式 24 改印届

[参考様式] 都道府県において適宜工夫して使用してください。

- 参考様式 1 戦没者等との生計関係申立書
- 参考様式 2 委任状（国債の受領を委任した場合）
- 参考様式 3 請求者情報の教示依頼書面（例）

[参考資料]

日本銀行業務局事務連絡「記名国債の郵送による証券交付の可能化等について」

平成27年改正法（令和2年4月施行）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書

4-61

戦没者等	フリガナ 氏名	(姓) (名)	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
	除籍時の本籍等 身	都道府県	死亡年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
	との分	陸軍（軍人・軍属） ・ 海軍（軍人・軍属） ・ 準軍属		

請求者	フリガナ 氏名	(姓) (名)	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（ ）		
	住所	〒 都道府県		
	電話番号	自宅・携帯 - -		
区分	前回受給者 ・ 前回は別の者が受給 ・ 新規請求者で以下のいずれか（※） 1.平成27.4.1～令和2.3.31に年金受給者が失権 2.上記以外で過去に遺族のいずれも請求していない			

被相続人	フリガナ 氏名	(姓) (名)	死亡年月日	令和 年 月 日
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（ ）		

成年後見人等	フリガナ 氏名	(姓) (名)	区分	成年後見人等 ・ 親権者等 ・ 国外居住請求者の代理人
	住所	〒 都道府県		
	電話番号	自宅・携帯	-	-

国債の償還金希望支払場所	金融機関の所在地	金融機関の名称		国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名
	都道府県			市区町村

上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の特別弔慰金を請求します。

なお、同順位者が数人ある場合は、次の事項を承諾の上、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求します。

- ・ 権利の裁定は全ての同順位者に対してしたものとみなされるため、他の同順位者は権利の裁定を受けた者に対し、各々の持分を主張することができます。
- ・ 他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。
- ・ 本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の署名者が請求者と異なる場合は、請求者の氏名並びに署名者の氏名及び連絡先が教示されます。

厚生労働大臣
裁定都道府県知事 殿

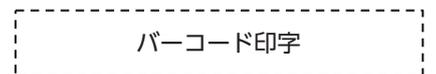
令和 年 月 日

氏名

印

（自署の場合は、押印は必要ありません。）

※受付印を左から順に捺印してください。



バーコード印字

記載上の注意

- 1 選択できる項目は該当するもの（※印は該当する番号）を○で囲んでください。
- 2 電話番号は、日中連絡が取れる番号（自宅又は携帯のいずれか）を書いてください。
- 3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分が準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員及び国民義勇隊員である場合は、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時配置され、又は出勤していた工場、事業場等の所在する都道府県名を記載してください。
- 4 戦没者等の遺族の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を、「被相続人」の欄に戦没者等の遺族の氏名等を記載してください。
なお、その場合、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」の欄は記載不要です。
- 5 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（成年後見人等）
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（親権者等）
 - (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（国外居住請求者の代理人）
- 6 「国債の償還金希望支払場所」の欄の「金融機関の名称」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する、日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 7 表面の最下段の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

(自治体使用欄)

国債交付取扱店名						
前回特別弔慰金 受給者	受給者 氏名		戦没者等 との続柄		裁定 記号番号	
平成 27.4.1～ 令和 2.3.31 に 年金受給者が 失権	受給者 氏名		戦没者等 との続柄		証書 記号番号	
	失権 年月日		失権事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()		
弔慰金の 受給者	受給者 氏名		戦没者等 との続柄		裁定 記号番号	

証券の交付年月日等

裁定通知書の記号及び番号

第十一回特別甲慰金国庫債券印鑑等届出書

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名	印鑑
※ (都道府県)	※	※	※
(都道府県)			
(都道府県)			
(都道府県)			

支払表示欄		記号	額面金額	番号
令和3年4月15日渡	令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡
			25万円	
		い		

注意 ※印は、特別甲慰金請求者が記入し又は印を押すこと。

記載上の注意

1 「遺族の氏名(生年月日)」の欄

- (1) 戦没者等の死亡の当時における戦没者等の配偶者(事実上の婚姻関係にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父母及び兄弟姉妹の全員について、令和2年4月1日現在(同日前に死亡している者は死亡の日)の氏名及び生年月日を記載してください。なお、戦没者等の死亡の日前に養子に行った者及び婚姻した者等についても記載してください。
- (2) 上記(1)の遺族以外の三親等内の親族が請求する場合は、その全員についても同様に記載してください。
- (3) 上記(1)及び(2)の遺族のうち、令和2年4月1日以後に死亡した遺族がいる場合は、その相続人についても記載してください。相続人が請求する場合は、同順位者の相続人全員についても同様に記載してください。

2 「戦没者等との続柄」の欄は、戦没者等との続柄を「長男」「弟」「叔母」「甥」「兄の妻」のように記載してください。

3 「戦没者等との生計関係」の欄

- (1) 戦没者等が死亡した当時において、戦没者等と生計関係があったものは「有」を、生計関係がなかったものは「無」を○で囲んでください。
- (2) 上記1の(2)に該当する遺族であるときは、戦没者等の死亡の日まで引き続き1年以上戦没者等との生計関係があったか否かについて、あったときは「有」を、なかったときは「無」を○で囲んでください。
- ※ (1)、(2)のいずれも、戦没者等が軍人、軍属、準軍属とならなかったならば、戦没者等と生計関係があったと推定される場合が含まれます。

4 「遺族の令和2年3月31日までの状況」の欄

- (1) 「死亡・国籍喪失・離縁により戦没者等との親族関係が終了しているとき」の欄は、令和2年3月31日までにいずれかに該当するときは、該当事項を○で囲み、その事実が発生した年月日を記載してください。
- (2) 「左記以外のとき」の欄は、上記(1)に該当する事項がなかった場合のみ、次の例にしたがって記載又は該当事項を○で囲んでください。

(例) 〔昭〕○年○月○日 〔遺族以外の○○○と婚姻〕(昭 ○年○月○日 離婚)
 〔平〕○年○月○日 〔遺族の○○○と養子縁組〕(平 ○年○月○日 離縁)

令和 2 年 4 月 施行

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 失権事由非該当申立書（配偶者用）

私は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金」を受ける権利を取得してから令和 2 年 3 月 31 日までの間において、遺族（※）以外の者と事実上の婚姻関係になかったことを申し立てます。

令和 年 月 日

請求者氏名

印

（自署による場合、押印は必要ありません）

※ 遺族とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった者で、日本国籍を有していた者を指します。

- ◆ 戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ◆ 上記以外の三親等内親族（戦没者死亡当時、戦没者等と生計関係があった者に限ります。）

令和 2 年 4 月施行

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 失権事由非該当申立書（配偶者の相続人用）

被相続人（戦没者等の配偶者） _____ は、
「戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金」を受ける権利
を取得してから令和 2 年 3 月 31 日までの間において、遺族
（※）以外の者と事実上の婚姻関係になかったことを申し立
てます。

令和 年 月 日

請求者(相続人)氏名 _____

印

（自署による場合、押印は必要ありません）

※ 遺族とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった
者で、日本国籍を有していた者を指します。

- ◆ 戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ◆ 上記以外の三親等内親族（戦没者死亡当時、戦没者等と生計
関係があった者に限ります。）